

議 事 日 程 (令和2年3月9日第1日)

- 日程第1 会議録署名者決定
- 日程第2 会期決定
- 日程第3 議第1号 専決処分の承認について
専第1号 令和元年度安八郡安八町一般会計補正予算(第6号)
- 日程第4 議第2号 地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定について
- 日程第5 議第3号 安八町森林環境譲与税基金条例制定について
- 日程第6 議第4号 安八町印鑑条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第7 議第5号 安八町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第8 議第6号 安八町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第9 議第7号 安八町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第10 議第8号 安八町社会就労センター「ひかりの里」設置条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第11 議第9号 安八町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第12 議第10号 安八町病虫害防除事業負担金徴収に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第13 議第11号 令和元年度安八郡安八町一般会計補正予算(第7号)
- 日程第14 議第12号 令和元年度安八郡安八町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第15 議第13号 令和元年度安八郡安八町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第16 議第14号 令和2年度安八郡安八町一般会計予算
- 日程第17 議第15号 令和2年度安八郡安八町国民健康保険特別会計予算
- 日程第18 議第16号 令和2年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第19 議第17号 令和2年度安八郡安八町児童発達支援事業特別会計予算
- 日程第20 議第18号 令和2年度安八郡安八町水道事業会計予算

- 日程第21 議第19号 令和2年度安八郡安八町公共下水道事業特別会計予算
日程第22 議第20号 安八町公共下水道事業特別会計への繰入れについて
日程第23 報第1号 令和元年度安八郡安八町水道事業会計予算繰越計算書の報告
について

1、本日の議長及び出席議員は次のとおりである。

議長 山中 美恵子

○出席議員（10名）

1番 石原 英一	2番 渡邊 裕光	3番 傍嶋 邦博
4番 坂 悟	5番 大平 文雄	6番 西松 巖
7番 碓井 昭夫	8番 岩田 讓治	9番 山中 美恵子
10番 渡邊 明博		

○欠席議員（なし）

1、地方自治法第121条第1項の規定により議場に出席した者は次のとおりである。

町 長 堀 正	副町長 岡田 武史
教育長 渡邊 均	調整監 水谷 秀平
建設調整監兼 産業振興課長 岡田 立	総務課長 山田 靖
企画調整課長 大平 共美	会計管理者 堀 芳弘
税務課長 坂 優	住民環境課長 吉村 等
福祉課長 坂 和由	建設課長 河合 一
生涯学習課長 安井 孝行	学校教育課長 堀 隆志

1、本日の職務のために出席した者の氏名は次のとおりである。

議会事務局長 今村 厚士	書記 定益 直子
書記 馬淵 佑司	

(開会時間 午前10時00分)

議長 皆さん、改めましておはようございます。

とても時期としてはいい時候になりまして、桜の便りも間近いのかなというようなときでございますけれども、世界的に騒がれておりますというのか、危険を及ぼすコロナウイルスの関係で大変だなど、日本もその中の一番ではないけど二、三番のところにおるという大変厳しいときでございます。皆さん、何かとお忙しい中、今日は議会本会議初日、御苦労さんでございます。よろしく願いいたします。

それでは、ただいまから令和2年第1回安八町議会定例会初日を開会いたします。

ただいまの出席議員は10名でございます。したがって、定足数に達しておりますので、ただいまから令和2年第1回安八町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

議長 日程第1、会議録署名者決定について、私から指名をいたします。

本日の会議録署名者は、7番 碓井昭夫君、8番 岩田讓治君に指名をいたします。

議長 日程第2、会期決定についてお諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月19日までの11日間にしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から3月19日までの11日間にすることに決定をいたしました。

議長 町長からの発言の申出がありますので、これを許します。

町長 堀正君。

町長 皆さん、おはようございます。

本日、令和2年第1回安八町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、御多忙のところ御参集を賜り、厚く御礼申し上げます。

す。

開会に当たりまして、新年度に臨む私の所信の一端を申し上げ、議員各位並びに住民の皆様の御理解と御協力を賜りたく存じます。

百花繚乱、様々な種類の花が色とりどりに咲き乱れる百梅園、馥郁たる梅の香りを楽しませてくれました梅まつりも3月2日にバザーを終了いたしました。昨日3月8日で今年の梅まつりを終了いたしました。今回はコロナウイラスの関係で来場者も例年に比べると少なかったと聞いております。また、第22回となる安八園遊会につきましても初めて中止とさせていただきました。

さて、今年には昭和30年に3村が合併して安八村が誕生して65年、そして昭和35年に町制施行して60周年の節目の年を迎えることとなります。

そして、本年は10年に1度の大規模な都市計画区域の見直しが行われる年でございます。スマートインターチェンジ周辺の市街化の拡大を着実に進め、企業誘致に向けた動きを促進させていきたいと考えております。産業は福祉の糧。町を豊かに、そして一人一人を豊かにしていくための最重要課題として取り組んでいきます。

また、安定した財政基盤の確立に向け、行財政構造の改革を進め、その中で施設の在り方、利用料金の見直しなども進めていきたいと考えております。

令和の時代は、過去に誰も経験したことのない社会に突入していくと考えております。蟬が脱皮を繰り返し成長するように、自治体も過去の延長線ではなく、過去の殻を脱ぎ捨てて、変化に的確に対応していく蛻変の経営が求められております。

故郷安八の発展を夢見て尽力されてきた諸先輩方の意思を引き継ぎ、たわまず屈することなく、安八町の将来を支える若者や子供たちに豊かな町を引き継いでいきたいと考えております。

どうか議員各位、住民の皆様方には一層の御理解、御協力を賜りますよう心よりお願い申し上げます。

さて、本定例会に御提案申し上げます案件は、新年度予算の関係を中心に、条例関係、一般会計・特別会計補正予算など合わせて20議案となります。

新年度予算につきましては、財源的な制約を受ける中、限られた財源を最大限有効活用し、町の継続的な発展に向け、効率的活用を目指したミニマム型の予算として取り組んでまいりたいと考えております。基本的な考え方に

つきましては、後ほど御説明させていただきますので、よろしくお願いをいたします。

それぞれの案件の提案説明につきましては、副町長、担当課長より御説明申し上げますので、何とぞ十分御審議いただき、適切なる御議決を賜りますようお願い申し上げます。開会の御挨拶とさせていただきます。

議長 ありがとうございます。

それでは、これより議案の提案審議に入りますが、提案説明をされる方にお願いを申し上げます。説明は簡潔明瞭をお願いいたします。

議長 では、日程第3、議第1号 専決処分の承認についてを議題といたします。提案説明を求めます。

総務課長 山田靖君。

総務課長 議案書の1ページをお願いいたします。

議第1号につきまして、朗読並びに御説明申し上げます。

議第1号 専決処分の承認について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条の規定により、別紙のとおり専決処分したので報告し、承認を求めるものとする。

令和2年3月9日提出、安八郡安八町長。

1枚はねていただきまして、3ページをお願いいたします。

専第1号 令和元年度安八郡安八町一般会計補正予算（第6号）。

令和元年度安八郡安八町一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ460万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ56億2,238万6,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年2月13日専決、安八郡安八町長。

1枚はねていただきまして、第1表 歳入歳出予算補正。単位は1,000円でございます。

5ページには歳入、6ページには歳出でございます。

いずれも補正前の額56億1,778万5,000円から460万1,000円を増額し、56億2,238万6,000円とするものでございます。

続きまして、7ページをお願いいたします。

事項別明細の2.歳入でございます。単位は1,000円でございます。

特定財源につきましては、歳出で御説明をさせていただきます。

7ページの下段、款、繰入金、項、基金繰入金、目、財政調整基金繰入金、補正額215万円につきましては、今回の補正に伴います財源調整のため、基金から繰入れを行うものでございます。

1枚はねていただきまして、8ページをお願いいたします。

3の歳出でございます。単位は1,000円でございます。

8ページの最下段、款、項とも消防費、目、災害対策費、補正額、増額の300万円でございます。財源内訳といたしまして、特定財源で国庫支出金の国庫支出金150万円は、社会資本整備総合交付金で、消防費国庫補助金でございます。節区分の委託料300万円は、防災事務経費でございます。災害に強いまちづくり、防災安全に係る事業を国へ要望しておりましたところ、国の令和元年度補正予算の内示を受けまして、今回補正をお願いするものでございます。これは、昨年3月28日に安八町と中日本高速道路株式会社羽島保全・サービスセンターとの間で揖斐川及び長良川における洪水浸水時の緊急避難における名神高速道路区域の一時使用に関する協定の締結を受けまして、今後、中日本高速道路との協議を進めるため、名神高速道路における道路構造等の敷設計画書等を作成していかなければならないので、今回、避難場所の検討業務の委託料を計上するものでございます。

議長 続きまして、住民環境課長 吉村等君。

住民環境課長 同じく8ページ、最上段の表でございます。

款、総務費、項、目とも戸籍住民基本台帳費、補正額30万1,000円。財源内訳は、国庫支出金、国庫補助金、総務費国庫補助金、個人番号カード交付事務費補助金30万1,000円でございます。節区分としまして、賃金16万2,000円、需用費の消耗品費1万7,000円、役務費の通信運搬費12万2,000円、これらはマイナンバーカードの交付円滑計画として、確定申告会場におきまして、臨時職員におきますマイナンバーカードの申請補助の事務費でございます。申請書の作成支援、写真撮影、郵送料などでございます。

議 長 続きまして、建設課長 河合一君。

建設課長 同じく議案書の8ページをお願いいたします。

中段でございます。款、土木費、項、道路橋りょう費、目、道路維持費、補正額130万円。特定財源、国庫支出金65万円は、防災・安全社会資本整備交付金でございます。節の工事請負費130万円は、道路維持経費として国の補正予算によります内示を受けましたので、こども園周辺のガードパイプ設置などに係る緊急交通安全対策事業費でございます。

以上、令和元年度安八郡安八町一般会計補正予算（第6号）につきまして、御審議の上、御承認くださいますようお願い申し上げます。

議 長 本件について質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第1号は原案どおり承認をいたしました。

議 長 日程第4、議第2号 地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

総務課長 山田靖君。

総務課長 議案書の9ページをお願いいたします。

議第2号につきまして、朗読並びに御説明申し上げます。

議第2号 地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定について。

地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和2年3月9日提出、安八郡安八町長。

提案説明といたしまして、地方自治法等の一部を改正する法律（平成29年

法律第54号。以下「一部改正法」という。)が平成29年6月9日に公布されました。

今回の一部改正法による改正のうち、地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の規定が新たに設けられ、現行規定の第243条の2は「第243条の2の2」に繰り下げられたことに伴い、町の関係します関係条例を整備するため、本条例を制定するものであります。

1枚はねていただきまして、11ページをお願いいたします。

地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例。

以下は、第1条から第2条まで2本の関係条例の改正本文でございます。

内容につきましては、別冊の議案資料で御説明をさせていただきます。

議案資料の表紙1枚はねていただきまして、1ページをお願いいたします。

地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例。第1条並びに第2条に係ります新旧対照表でございます。

左列が改正前、右列が改正後でございます。

まず第1条関係では、安八町監査委員条例でございます。

第3条の規定は、請求または要求による監査について、30日以内に監査に着手しなければならないことを規定するものでございます。今回の改正内容は、上位法であります地方自治法の一部改正により、第243条の2で新たに普通地方公共団体の長等の損害賠償責任の一部免責という規定が新たに設けられ、現行規定の第243条の2、これは職員の賠償責任を規定するものでございますが、この規定が第243条の2の2に繰り下げられたことに伴い、条項ずれの改正を行うものでございます。

次の第7条の改正は、一般的に条例の本文中において最初に例規や法令名を引用する場合は、その例規や法令名のすぐ後ろに括弧書きにて公布年、種別、告示番号を表記することとなっております。しかしながら、本条例中における地方公営企業法のところには、そのような表記がなされておりましたので、今回それらを追加する改正を行うものでございます。

次の第2条関係は、安八町水道事業の設置等に関する条例でございます。今回の改正内容は、第1条関係の改正内容と同様で、地方自治法の改正により条項ずれの改正を行うものでございます。

議案書本文11ページへお戻りください。

附則となります。

この条例は、令和2年4月1日から施行するものでございます。

以上、御審議いただきますようお願いいたします。

議長 ただいま議題となっております議第2号は、会期内の総務産建常任委員会で審査していただくということで、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第2号は会期内の総務産建常任委員会で審査していただくことに決定をいたしました。

議長 日程第5、議第3号 安八町森林環境譲与税基金条例制定についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

総務課長 山田靖君。

総務課長 議案書の13ページをお願いいたします。

議第3号につきまして、朗読並びに御説明申し上げます。

議第3号 安八町森林環境譲与税基金条例制定について。

安八町森林環境譲与税基金条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和2年3月9日提出、安八郡安八町長。

提案説明といたしまして、安八町森林環境譲与税基金を設置し、同基金の管理及び処分について、必要な事項を規定するため、本条例を制定するものであります。

1枚はねていただきまして、15ページをお願いいたします。

安八町森林環境譲与税基金条例で、第1条の設置の目的から第7条の委任までが本則、並びに附則で構成します新規の基金条例でございます。

内容につきましては、議案書の15ページを御覧いただきながら、別冊の議案資料で御説明をさせていただきます。

議案資料の3ページをお願いいたします。

安八町森林環境譲与税基金条例の概要でございます。

第1の制定の主旨といたしまして、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号。以下「法」という。）が平成31年4月1日か

ら施行され、市町村及び都道府県が実施する森林の整備及びその促進に関する政策の財源として森林環境譲与税が創設され、令和元年度からその譲与が始まっておるところでございます。

当該譲与税の用途につきましては、適切な方法により公表されなければならない規定とされており、また単年度で全額を活用しなかった場合には、翌年以降に繰り越すことができるものとされております。

そこで、法に基づき、適正に当該譲与税を管理し、森林の整備に関する施策の財源に充てるため、安八町森林環境譲与税基金条例を制定するものであります。

第2に条例の内容といたしまして、森林環境譲与税を原資としまして、安八町における植樹や木材利用の促進、普及啓発等に関する施策の財源に充てるため基金を設置するものであります。第1条では設置の目的を規定し、また第2条では基金の積立てに関する規定を、また第3条には管理に関する規定、第4条では運用益金の処理に関する規定、第5条では繰替え運用に関する規定でございます。第6条、第7条については、それぞれ処分並びに委任に関する規定でございます。

議案書の15ページのほうをお願いいたします。

附則となります。

この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上、御審議いただきますようお願いいたします。

議長 ただいま議題となっております議第3号は、会期内の総務産建常任委員会で審査していただくということで、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第3号は会期内の総務産建常任委員会で審査していただくことに決定をいたしました。

議長 日程第6、議第4号 安八町印鑑条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

住民環境課長 吉村等君。

住民環境課長 議第4号を朗読説明申し上げます。

議第4号 安八町印鑑条例の一部を改正する条例制定について。

安八町印鑑条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和2年3月9日提出、安八郡安八町長。

提案説明といたしまして、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）の施行によりまして、印鑑登録証明事務処理要領が改正されたことにより、本条例の一部を改正するものです。

1枚はねていただきまして、19ページです。

安八町印鑑条例の一部を改正する条例。

安八町印鑑条例（昭和53年安八町条例第1号）の一部を次のように改正する。

以下、改正本文でございます。

別冊の議案資料の5ページには、新旧対照表を掲載しております。併せて御覧いただきますようお願いいたします。

今回の改正内容につきましては、印鑑条例第2条では、印鑑の登録資格を定めておりまして、第2項で印鑑登録できない方を定めております。現行では、第2号で成年被後見人の方については登録ができないと規定しておりますが、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の趣旨に沿いまして、「成年被後見人」という文言を「意思能力を有しない者（(1)に掲げる者を除く。）」と改めるものでございます。

また、第5条、第6条の改正につきましては、本文中の表記を整理するものでございます。

議案本文ですが、附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行する。

以上、御審議ほどよろしく申し上げます。

議長 ただいま議題となっております議第4号は、会期内の民生文教常任委員会で審査していただくということで、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第4号は会期内の民生文教常任委員会で審査していただくということに決定をいたしました。

議 長 日程第7、議第5号 安八町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

総務課長 山田靖君。

総務課長 議案書の21ページをお願いいたします。

議第5号につきまして、朗読並びに御説明申し上げます。

議第5号 安八町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例制定について。

安八町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和2年3月9日提出、安八郡安八町長。

提案説明といたしまして、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号。以下「情報通信技術利用法改正法」という。）が令和元年5月31日に公布されました。

今回の情報通信技術利用法改正法のうち、公布の日から起算して9か月を超えない範囲内において政令で定める日（令和元年12月16日）から施行されます行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）の一部改正に伴い、本条例の一部を改正するものであります。

1枚はねていただきまして、23ページをお願いいたします。

安八町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例。

安八町固定資産評価審査委員会条例（昭和46年安八町条例第17号）の一部を次のように改正する。

以下は改正本文でございます。

内容につきましては、別冊の議案資料で御説明をさせていただきます。

議案資料の7ページをお願いいたします。

安八町固定資産評価審査委員会条例新旧対照表。

左列が改正前、右列が改正後でございます。

今回の改正内容は、上位法であります法律の題名の改称や、また当該法律

の条文中に新規の条文が追加されたことに伴います条項ずれの改正が行われましたので、本条例における関係条文の規定を改正するものでございます。

まず第6条第2項の改正は、「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」の題名並びに当該法律の略称名が、それぞれ「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」という題名に、また「情報通信技術活用法」という略称名に改正されたものでございます。

法第3条第1項から法第6条第1項への条項ずれの改正につきましては、上位法におきまして新たに第2条で基本原則の規定が条文追加されたことによりまして、現行の第2条の規定が第3条に1条繰り下げられ、また第4条の情報システム整理計画という規定や第5条に国の行政機関等による情報システムの整備等の2条分の規定が新たに追加されたことによりまして、全部で3条分の繰下げが行われましたので、繰下げを行うものでございます。

議案資料の7ページ最後の第10条第2項3号の改正も同様でございます。

その前の第10条第1項第2号の改正も、先ほどの第6条第2項の改正内容と同様で、3条分が新規で追加されたことによりまして、法第4条第1項が法第7条第1項に繰下げを行うものでございます。

議案書の23ページへお願いいたします。

附則となります。

この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上、御審議いただきますようお願いいたします。

議長 ただいま議題となっております議第5号は、会期内の総務産建常任委員会で審査していただくということで、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第5号は会期内の総務産建常任委員会で審査していただくことに決定をいたしました。

議長 日程第8、議第6号 安八町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

総務課長 山田靖君。

総務課長 議案書の25ページをお願いいたします。

議第6号につきまして、朗読並びに御説明申し上げます。

議第6号 安八町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例制定について。

安八町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和2年3月9日提出、安八郡安八町長。

提案説明といたしまして、一般職における臨時・非常勤職員の任用根拠の明確化・適正化及び会計年度任用職員制度の整備を実施することを目的とした地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号・平成29年5月17日公布）が令和2年4月1日から施行され、新たに会計年度任用職員制度が創設されることに伴い、本条例の一部を改正するものがあります。

1枚はねていただきまして、27ページをお願いいたします。

安八町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例。

安八町職員のサービスの宣誓に関する条例（昭和30年安八町条例第4号）の一部を次のように改正する。

以下は改正本文でございます。

内容につきましては、別冊の議案資料で御説明させていただきます。

議案資料の9ページをお願いいたします。

安八町職員のサービスの宣誓に関する条例新旧対照表。

左列が改正前、右列が改正後でございます。

今回の改正内容は、令和2年4月1日から新制度に移行する会計年度任用職員において、サービスの宣誓に関する規定、地方公務員法第31条の規定でございますが、この規定が適用されることになるため、第2条において、職員のサービスの宣誓の規定の中に、新たに第2項として会計年度任用職員のサービスの宣誓に関する所要の規定を追加するものでございます。

27ページにお戻りください。

附則となります。

この条例は、令和2年4月1日から施行するものでございます。

以上、御審議いただきますようお願いいたします。

議長 ただいま議題となっております議第6号は、会期内の総務産建常任委員会

で審査していただくということで、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第6号は会期内の総務産建常任委員会
会で審査していただくことに決定をいたしました。

議長 日程第9、議第7号 安八町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
を議題といたします。

提案説明を求めます。

福祉課長 坂和由君。

福祉課長 議案書の29ページをお願いいたします。

議第7号につきまして、朗読説明申し上げます。

議第7号 安八町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について。

安八町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和2年3月9日提出、安八郡安八町長。

提案説明でございますが、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律（令和元年法律第7号）の公布により、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）の一部が改正されたことに伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

1枚はねていただきまして、31ページをお願いいたします。

安八町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

安八町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年安八町条例第11号）の一部を次のように改正する。

以下は改正本文でございます。

内容につきましては、別冊の議案資料にて御説明申し上げますので、議案資料の11ページを御覧ください。

条例の新旧対照表。

左側が改正前、右側が改正後でございます。

本条例は、幼稚園や保育所の施設運営及び小規模保育や事業所内保育などの運営に関して、その基準を定めるものでございます。改正の趣旨、内容としては、急速な少子化の進行並びに幼児期の教育や保育の重要性に鑑み、総合的な少子化対策を推進する一環として、子育て家庭の経済的負担の軽減を図るため、子育てのための施設等利用給付制度が創設されたことに伴い、条例を改正するものでございます。

第2条、定義については、用語及び定義の変更でございます。給付制度創設の法改正に伴い、教育・保育給付に係る支給認定と区別を図るため、用語として「支給認定」という用語が「教育・保育給付認定」に変更されたため、この用語及び定義を改正するほか必要な定義を新たに加えるものでございます。

なお、この用語の変更につきましては、本条以降28の条文にわたって改正するものでございます。

続きまして、3枚はねていただきまして、16ページをお願いいたします。

中段、第13条、利用者負担額等の受領について。

副食費の取扱い規定の追加でございます。法改正に伴い、教育・保育給付認定を受けた保護者と当該保護者の同一の世帯に属するものに係る市町村民税所得割合算額が基準金額未満である者からは副食費を徴収しないこととされたことから、特定教育・保育施設は、当該費用を受領しない旨の規定をこの16ページから19ページにわたり定めるものでございます。

続いて、ページは25ページをお願いいたします。

上段、第35条は特別利用保育の基準、そして1枚はねた26ページの第36条は特別利用教育の基準でございますが、それぞれ法改正による読替え規定の改定及び追加でございます。

続きまして、29ページをお願いいたします。

中段、第42条、特定教育・保育施設等との連携については、連携方法の見直しでございます。特定地域型保育事業者による代替保育等の連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、連携教育を行う事業者がいるなどの一定の要件を満たすと町長が認めるときは、代替保育の確保の規定を適用しないことができるものでございます。また、本条では、特例保育所型

事業所内保育事業者の規定の追加も行います。保育所型事業所内保育事業を行うもので、乳幼児の受入れをしている場合でも、恒常的に満3歳以上の児童を受け入れているなど、町長が適当と認めるものは、連携施設を確保しないことができるという規定を追加するものでございます。

続きまして、32ページをお願いいたします。

下段、43条、利用者負担額等の受領については、法改正による読替え規定を改めるものでございます。

続いて、36ページをお願いいたします。

下段の第51条、特別利用地域型保育を提供する場合の基準の読替え規定を改めるものでございます。

続いて、38ページをお願いいたします。

中段、第52条、こちらは特定利用地域型保育を提供する場合の基準の読替え規定を改めるものでございます。

続きまして、40ページをお願いいたします。

附則の第3条、施設型給付費等に関する経過措置を削除するものでございます。

続いて、41ページをお願いいたします。

下段、附則の第5条は、連携施設の経過措置に関する猶予期間の見直しでございます。特定地域型保育事業者における連携施設の確保を猶予する経過措置期間を5年延長し、10年とするものでございます。

議案書の44ページのほうへ戻っていただきまして、附則として、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

議長 ただいま議題となっております議第7号は、会期内の民生文教常任委員会で審査していただくということで、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第7号は会期内の民生文教常任委員会で審査していただくということに決定をいたしました。

議長 日程第10、議第8号 安八町社会就労センター「ひかりの里」設置条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

福祉課長 坂和由君。

福祉課長 議案書の45ページをお願いいたします。

議第8号につきまして朗読説明申し上げます。

議第8号 安八町社会就労センター「ひかりの里」設置条例の一部を改正する条例制定について。

安八町社会就労センター「ひかりの里」設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和2年3月9日提出、安八郡安八町長。

提案説明でございますが、社会就労センター「ひかりの里」の事業拡大を図るため、本条例の一部を改正するものでございます。

1枚はねていただきまして、47ページをお願いいたします。

安八町社会就労センター「ひかりの里」設置条例の一部を改正する条例。

安八町社会就労センター「ひかりの里」設置条例（平成19年安八町条例第16号）の一部を次のように改正する。

以下は改正本文でございます。

内容につきましては、別冊の議案資料にて御説明申し上げますので、議案資料の43ページを御覧ください。

安八町社会就労センター「ひかりの里」設置条例の新旧対照表。

左側が改正前、右側が改正後でございます。

本条例は、障害のある方が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、就労に必要な訓練等を行う施設の設置条例でございます。現在、就労継続支援B型事業に限定しておりますが、今後、生活介護事業を追加することにより、常時介護を要する障害区分の重い方を昼間の時間帯に預かり、食事や排せつの介護などができるもので、保護者の不安、負担の解消が図られるものでございます。

第1条の設置規定では、施設を法律上位置づける改正を行うものでございます。

第3条の事業に、生活介護事業を第1号として新たに加えるほか、所要の改正を行うものでございます。

第4条の利用資格は、法律で引用する条文を変更するものでございます。

第8条及び次ページ44ページの第9条では、規定の書きぶりを整理するための改正でございます。

議案書の47ページに戻っていただきまして、附則として、この条例は、令和2年10月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

議長 ただいま議題となっております議第8号は、会期内の民生文教常任委員会で審査していただくということで、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第8号は会期内の民生文教常任委員会で審査していただくことに決定をいたしました。

議長 日程第11、議第9号 安八町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

住民環境課長 吉村等君。

住民環境課長 議第9号を朗読説明申し上げます。

議第9号 安八町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について。

安八町国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和2年3月9日提出、安八郡安八町長。

提案説明といたしまして、国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）の一部が改正されたことによりまして、本条例の一部を改正するものです。

1枚はねていただきまして、51ページをお願いします。

安八町国民健康保険条例の一部を改正する条例。

以下、改正本文でございます。

別冊の議案資料45、46ページには新旧対照表を掲載しております。

今回の改正については2条立てとなっております。第1条では、一部負担金を定める条項において、参照する厚生労働省告示の診療報酬の算定方法が改正されたことによりまして、注記番号がずれたことによりまして改正でござ

ございます。

また、第2条では、国民健康保険法施行令の一部改正によりまして、保険料のうち、医療分の基礎賦課限度額を「61万円」から「63万円」に、また介護納付金賦課限度額を「16万円」から「17万円」に改正するもの、また保険料軽減判定所得の改正を17条で行うものでございます。

附則としまして、第1項、施行期日です。この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定については、令和2年4月1日から施行する。

第2項、経過措置としまして、この条例による改正後の第13条の6、第13条の11及び第17条の規定は、令和2年度以降の年度分の保険料について適用し、令和元年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

以上、御審議のほどよろしく申し上げます。

議長 ただいま議題となっております議第9号は、会期内の民生文教常任委員会で審査していただくということで、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第9号は会期内の民生文教常任委員会で審査していただくということに決定をいたしました。

議長 日程第12、議第10号 安八町病虫害防除事業負担金徴収に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

建設調整監兼産業振興課長 岡田立君。

建設調整監兼産業振興課長 それでは、議第10号につきまして、議案の朗読並びに御説明を申し上げます。

議第10号 安八町病虫害防除事業負担金徴収に関する条例の一部を改正する条例制定について。

安八町病虫害防除事業負担金徴収に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和2年3月9日提出、安八郡安八町長。

提案説明でございますが、薬品代並びに労務単価の高騰、消費税の改定等に伴い、稲作及び麦作の病虫害防除に係る1回当たりの負担金の見直しを行うため、本条例の一部を改正するものでございます。

1枚はねていただきまして、55ページをお願いいたします。

安八町病害虫防除事業負担金徴収に関する条例の一部を改正する条例。

以下、改正本文でございます。

3条中の散布区域1,000平方メートル当たりの1回の負担金を「2,500円」から「2,600円」に改めるものでございます。

議案資料の47ページに条例新旧対照をつけてございますので、併せて御参照いただければと思います。

なお、附則といたしまして、この条例は、令和2年4月1日から施行するものとする。

以上、御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

議長 ただいま議題となっております議第10号は、会期内の総務産建常任委員会で審査していただくということで、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第10号は会期内の総務産建常任委員会で審査していただくことに決定をいたしました。

議長 日程第13、議第11号 令和元年度安八郡安八町一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

順次、提案説明を求めます。

総務課長 山田靖君。

総務課長 議案書の57ページをお願いいたします。

議第11号につきまして、朗読並びに御説明申し上げます。

議第11号 令和元年度安八郡安八町一般会計補正予算（第7号）。

令和元年度安八郡安八町一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7,640万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ55億4,598万3,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）第2条、地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に

繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

(地方債の補正) 第3条、地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和2年3月9日提出、安八郡安八町長。

1枚はねていただきまして、第1表 歳入歳出予算補正。単位は1,000円でございます。

59ページ並びに60ページは歳入、61ページ、62ページは歳出でございます。

いずれも補正前の額56億2,238万6,000円から7,640万3,000円を減額し、55億4,598万3,000円とするものでございます。

続きまして、63ページをお願いいたします。

第2表 繰越明許費。単位は1,000円でございます。

款、総務費、項、総務管理費、事業名、プレミアム付商品券事業128万7,000円につきましては、当該商品券の使用期限が令和2年3月31日まででございます。それに伴います換金事務が令和2年度にも行われますので、繰り越すものでございます。

次の段、款、農林水産業費、項、農業費、事業名、町単土地改良事業800万円につきましては、北今ヶ淵(杵ノ戸)地内における2路線の道路測量設計業務委託でございます。

次の段、款、土木費、項、道路橋りょう費、事業名、道路新設改良事業1,227万6,000円につきましては、中須地内における3路線の道路測量設計業務委託でございます。

次の段、項、都市計画費、事業名、都市計画事務経費350万9,000円につきましては、市街化編入に係る都市計画決定が令和2年度中まで延長されたことにより、その関連業務の期間延長をする必要がありますので、繰り越すものでございます。

次の段、事業名、都市計画整備道路改良事業5,783万円につきましては、中地内における1路線の導水路整備工事といたしまして2,783万円、また牧地内における1路線の道路整備工事といたしまして3,000万円でございます。

次の段、款、項とも消防費、事業名、防災事務経費300万円につきましては、先ほどの議第1号で専決処分の御承認を頂きました一般会計補正予算(第6号)に係るものでございまして、名神高速道路における一時避難場所

の検討業務の委託料を繰り越すものでございます。

いずれも事業の年度内完了が困難でございますので、次年度へ繰越しを行うものでございます。

続きまして、64ページをお願いいたします。

第3表 地方債補正。単位は1,000円でございます。

補正前及び補正後の起債の方法、利率、償還の方法については変更がございません。

まず公共事業等債の限度額を310万円増額し、5,820万円といたします。これは、県営かんがい排水事業における追加工事のため増額をお願いするものでございます。

次の緊急防災・減災事業債の限度額を100万円減額し、1,290万円といたします。これは、防災行政無線デジタル化の調査設計業務の入札差金により減額するものでございます。

以上のことから、地方債の合計を3億5,640万円とするものでございます。

続きまして、65ページをお願いいたします。

事項別明細の2の歳入でございます。単位は1,000円でございます。

特定財源につきましては、歳出で御説明をさせていただきます。

65ページの最上段、款、地方譲与税、項、目とも森林環境譲与税、補正額、新規での55万6,000円につきましては、平成31年4月1日から森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律が施行されました。この法律に基づきまして、市町村及び都道府県が実施する森林の整備及びその促進に関する施策の財源として、森林環境譲与税が創設されて、令和元年度から森林環境譲与税が配分されることになり、今年度分といたしまして55万6,000円が譲与されましたので、補正するものでございます。

65ページの上から2段目の款、項、目とも利子割交付金から3段目の配当割交付金、最下段の株式等譲渡所得割交付金、1枚はねていただきまして、66ページの最上段、款、項、目とも地方消費税交付金、1つ飛んで3段目の地方特例交付金まで、これらの交付金の減額につきましては、一部では自動車取得税交付金は増額ではございますが、平成31年度当初予算編成においては、国の地方財政計画において前年を上回る見込みで示されておりましたが、今年度の実績といたしまして、これらの収入が落ち込み、よって交付金の収

入を減額するものでございます。

66ページの最下段、項、目とも子ども・子育て支援臨時交付金、補正額、増額の1,840万円につきましては、令和元年10月から実施されました幼児教育の無償化に係る経費といたしまして、地方負担分を措置する臨時交付金を創設され、全額国費により対応されるものでございます。

2枚はねていただきまして、70ページをお願いいたします。

3の歳出でございます。単位は1,000円でございます。

歳出のうち、まず人件費関係、1の報酬、2の給料、3の職員手当等、4の共済費の減額につきまして御説明申し上げます。

70ページの上段の議会費の節区分1の報酬につきましては、議会議員の失職などに伴い、減額するものでございます。

続きまして、71ページの中段、款、総務費、項、目とも戸籍住民基本台帳費の人件費、それから72ページをお願いいたします。

72ページの下段から73ページの上段、款、民生費、項、児童福祉費、目、保育所費の人件費、続きまして74ページをお願いいたします。

74ページの下段の款、農林水産業費、項、農業費、目、農業総務費の人件費、次のページの75ページの中段、款、土木費、項、都市計画費、目、都市計画総務費の人件費、これらの人件費の減額につきましては、職員の退職や育児休業によりまして減額をお願いするものでございますので、御説明は省略をさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

少し前へ戻っていただきまして、70ページをお願いいたします。

70ページの最下段、款、総務費、項、総務管理費、目、財政調整基金費、補正額、増額の150万円でございます。これは、今回の補正に伴います財源調整のため、財政調整基金に積立てを行うものでございます。

続きまして、71ページの最上段、目、森林環境基金費、補正額55万6,000円でございます。これは、令和元年度分といたしまして森林環境譲与税が55万6,000円譲与されており、単年度で活用するには金額も少額であり、使途が限られるため、今年度から当該基金条例を制定しまして、積立てを行うものでございます。

2枚はねていただきまして、75ページをお願いいたします。

75ページの最下段、款、項とも消防費、目、災害対策費、補正額、減額の

106万5,000円でございます。財源内訳といたしまして、特定財源で、地方債の緊急防災・減災事業債で減額の100万円でございます。節区分の委託料、減額の106万5,000円は、防災行政無線デジタル化の調査設計業務の入札差金により減額するものでございます。

議長 企画調整課長 大平共美君。

企画調整課長 続きまして、70ページ中段をお願いいたします。

款、総務費、項、総務管理費、目、企画費、補正額、減額の3,900万円。減額の内訳といたしましては、地方創生事業100万円、プレミアム付商品券事業3,800万円でございます。

財源内訳といたしましては、地方創生事業としまして、特定財源、県支出金75万円、地方創生事業としまして移住支援補助金でございます。節区分、負担金、補助及び交付金、補助金3,580万円のうち、地方創生事業としまして100万円でございます。地方創生事業、移住支援補助金につきましては、東京一極集中の是正及び地方の担い手不足対策のため、東京圏の在住者または通勤者が地方へ移住し、就業した場合に、移住に要した費用を補助する制度でございます。申請がなかったため、減額補正をお願いするものでございます。

続きまして、プレミアム付商品券事業といたしましては、特定財源、国庫支出金1,000万円、プレミアム付商品券事業及びその他で諸収入といたしまして2,800万円、プレミアム付商品券代でございます。節区分、共済費9万円、賃金50万円、こちらは短期雇用に係るものでございます。需用費96万円、役務費150万円、委託料15万円、負担金、補助及び交付金、補助金3,580万円のうち、プレミアム付商品券事業といたしましては3,480万円でございます。この10月より消費税の10%への引上げに伴い、低所得者及び子育て世帯を対象にプレミアム付商品券を発行する事業でございます。購入が3月31日まであるため、過去の購入実績を考慮し、見込みによる減額補正をお願いするものでございます。

続きまして、75ページ上段をお願いいたします。

款、商工費、項、商工費、目、商工業振興費、補正額、減額の480万円。節区分、負担金、補助及び交付金、交付金につきましては、企業立地促進事業としまして工場等設置奨励金交付金でございます。内容といたしましては、

奨励金の額が確定いたしましたので、減額補正をお願いするものでございます。

続きまして、同じく75ページ中段をお願いいたします。

款、土木費、項、都市計画費、目、都市計画総務費、補正額、減額の350万2,000円。そのうち人件費を除くものとして、節区分、委託料、業務委託、補正額、減額の86万円。市街化区域編入に向けたマスタープランの策定や区域区分の変更に伴う業務委託の入札差金による減額補正をお願いするものでございます。

議長 住民環境課長 吉村等君。

住民環境課長 70ページへ戻っていただきますようお願いいたします。

70ページ中段、款、総務費、項、総務管理費、目、一般管理費、補正額、減額の712万3,000円。節区分、負担金、補助及び交付金の補助金、減額の712万3,000円は、コミュニティバス運行経費中、地域間幹線系統の民間路線バスに係る補助金の確定に伴う減額でございます。

次ページ、71ページ中段の表です。

項、戸籍住民基本台帳費、目、戸籍住民基本台帳費、補正額48万円。財源内訳として、国庫支出金、国庫補助金、総務費国庫補助金の個人番号カード交付事務費補助金273万9,000円、ほか一般財源でございます。節区分、負担金、補助及び交付金の交付金273万9,000円は、国庫補助金を頂き、個人番号カードの発行に係る経費としてカード作成機関のほうへ全額支払うものでございます。

1枚はねていただきまして、73ページ下段の表でございます。

款、衛生費、項、保健衛生費、目は中段の環境衛生費でございます。補正額48万6,000円。特定財源として、国庫支出金32万4,000円、国庫、県費とも浄化槽設置に係る高度処理型合併浄化槽設置補助金、国庫が16万2,000円、県支出金が16万2,000円、残りは一般財源でございます。節区分として負担金、補助及び交付金の補助金48万6,000円は、当初の高度処理型合併浄化槽設置整備事業費補助金の交付要綱に基づきまして、申請が一気になされました。そのため補助金を交付するものでございます。補助率としましては、国、県とも各3分の1、町が3分の1でございます。

その下、目、斎苑費、補正額はございません。財源区分が変更したことに

伴う補正でございます。特定財源でございます輪之内町からのやすらぎ苑維持管理費負担金が確定したことによりまして、減額240万円のうち、一般財源を増するものでございます。

裏面、74ページをお願いいたします。

項の清掃費、目の塵芥処理費、補正額、減額の250万円、全て一般財源でございます。節区分、需用費の消耗品費、減額の150万円、こちらはごみ袋購入に伴う入札差金による減額でございます。負担金、補助及び交付金の補助金でございますが、減額の100万円。これにつきましては、地区リサイクル奨励金の確定に伴う減額でございます。

議長 福祉課長 坂和由君。

福祉課長 ページは71ページへ戻っていただきまして、最下段をお願いいたします。

款、民生費、項、社会福祉費、目、社会福祉総務費、補正額、減額の706万3,000円。節区分の繰出金は、額の確定により国民健康保険特別会計への繰出金を減額するものでございます。

特定財源の国庫支出金、減額の466万円は、1枚めくっていただいて、72ページの上段、国庫支出金、減額の78万9,000円及び県支出金、減額の387万1,000円で、ともに国民健康保険保険基盤安定負担金でございます。

続きまして、目の身体障がい者福祉費、補正額、増額の782万円。特定財源の国庫支出金391万円は、障害者自立支援給付費負担金の236万円と障害者医療費国庫負担金155万円でございます。県支出金の195万5,000円は、障害者自立支援給付費負担金でございます。心身障がい者福祉事務の経費として節区分の扶助費は、更生医療給付費及び訓練等給付費の増額によるものでございます。

続きまして、項、児童福祉費、目、児童福祉総務費、補正額、減額の164万3,000円。子育て支援事業として、臨時職員1名が退職したため、節区分の共済費、社会保険料等及び賃金をそれぞれ減額するものでございます。

続きまして、目、児童措置費、補正額、減額の1,150万円。特定財源の国庫支出金、減額の814万8,000円は児童手当交付金、県支出金、減額の167万5,000円は児童手当負担金でございます。児童手当の支給に係る経費として、支払い人数の確定により減額をするものでございます。

続きまして、目の保育所費、補正額、減額の576万7,000円。特定財源のそ

の他、負担金の減額2,440万円は保育料、そして73ページの上段の諸収入、増額の600万円は副食費でございます。こども園に係る経費として、節区分の賃金、増額の410万円は、産休保育士の代替職員のパート賃金でございます。節区分の需用費、食糧費の減額100万円は、園児数の減少に伴う間食代の減、光熱水費の減額100万円は、プールの実施回数の減によるものでございます。委託料の業務委託、減額の250万円は、園児数の減少に伴う副食代の減でございます。

続いて、73ページ、款、衛生費、項、保健衛生費、目、母子保健費、補正額、減額の212万8,000円。健康診査事業として、節区分の委託料、業務委託は、妊娠届出数の減少による健診対象者の減によるものでございます。

議長 建設課長 河合一君。

建設課長 74ページ最下段をお願いいたします。

款、農林水産業費、項、農業費、目の農地費、補正額429万5,000円。特定財源、地方債310万円は公共事業等債でございます。節の負担金、補助及び交付金429万5,000円は、県営かんがい排水事業として、揖斐川以東用水西幹線南部への延伸に係る県への事業費負担金でございます。

議長 建設調整監兼産業振興課長 岡田立君。

建設調整監兼産業振興課長 議案書の74ページの中段をお願いいたします。

款、農林水産業費、項、農業費、目、農業委員会費、補正額66万円でございます。財源内訳は、県支出金の農地利用最適化交付金66万円で、全て農業委員の報酬でございます。農業委員の農地集約業務等の年間活動の成果に対し県の補助金が確定しましたので、農業委員の能率給の部分で補正をお願いするものでございます。

続きまして、1つ飛んで下段の目、農業振興費、補正額239万3,000円でございます。財源内訳としましては、県支出金206万3,000円は、元気な農業産地構造改革支援事業補助金でございます。残り、一般財源でございます。全て負担金、補助及び交付金の補助金で、営農組織支援推進事業として杵ノ戸集落営農組織の機械導入に対し県の補助採択を受けましたので、補正をお願いするものでございます。

議長 学校教育課長 堀隆志君。

学校教育課長 76ページをお願いいたします。

款、教育費、項、小学校費、目、学校管理費、補正額、増額の99万9,000円。特定財源といたしまして、その他、寄附金といたしまして99万9,000円でございます。節区分、備品購入費99万9,000円につきましては、結小学校への楽器購入のため一般の方から寄附金を頂きましたので、計上させていただきました。

続きまして、項、中学校費、目、教育振興費、補正額、減額の100万円。節区分といたしまして、扶助費、減額の100万円。これにつきましては、中学校の要保護等就学援助経費でございますが、対象人数の減によります減額補正をさせていただきました。

続いて、項、保健体育費、目、学校給食費、補正額、減額の138万2,000円。節区分といたしまして、共済費、減額の17万7,000円、賃金といたしまして減額の120万5,000円でございます。臨時職員1名の退職によります減額でございます。

以上、議第11号、一般会計補正予算（第7号）の説明とさせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長 ただいま議題となっております議第11号は、会期内の各常任委員会で審査していただくということで、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第11号は会期内の各常任委員会で審査していただくことに決定をいたしました。

ここで暫時休憩をいたします。35分再開をいたしますのでお願いします。

（午前11時20分 休憩）

（午前11時35分 再開）

議長 再開をいたします。

議長 日程第14、議第12号 令和元年度安八郡安八町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案説明を求めます。

住民環境課長 吉村等君。

住民環境課長 議第12号を朗読説明させていただきます。

議第12号 令和元年度安八郡安八町国民健康保険特別会計補正予算（第3

号)。

令和元年度安八郡安八町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ927万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ15億9,745万9,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年3月9日提出、安八郡安八町長。

1枚はねていただきまして、第1表 歳入歳出予算補正。

79ページが歳入、80ページが歳出でございます。単位はいずれも1,000円。

最下段の合計額でございますが、補正前16億673万2,000円、補正額、減額の927万3,000円、計として15億9,745万9,000円でございます。

81ページからは、歳入内訳でございます。

歳入のうち、特定財源は歳出で御説明しますので、一般財源のみ御説明します。

最下段の表、款、繰入金、項、目とも一般会計繰入金、補正額、減額の706万3,000円。節区分、保険基盤安定繰入金、減額の621万1,000円、出産育児一時金、減額の140万円、財政安定化支援事業54万8,000円、いずれも繰入額の確定に伴うものでございます。

続きまして、1枚はねていただきまして、82ページをお願いします。

項、基金繰入金、目、国保基金繰入金、補正額、減額の323万3,000円。節区分、国保基金繰入金、減額の323万3,000円。今回の補正の調整によるものでございます。

次、83ページでございます。

歳出の内訳でございます。

款、総務費、項、総務管理費、目、一般管理費、補正額、減額の210万5,000円。財源内訳として、国庫支出金6万1,000円は、国庫補助金、制度関係業務準備事業費、減の79万3,000円、社会保障・税番号制度システム整備費補助金、増の85万4,000円、差引き6万1,000円の増でございます。一般財源減額の216万6,000円。節区分、委託料の業務委託、減額の210万5,000円。

こちらは社会保障・税番号制度システム整備費に係る電算委託料の増9万5,000円、また、特別調整交付金委託業務の減220万円によるものでございます。

その下の表、款、保険給付費、項、出産育児諸費、目、出産育児一時金、補正額、減額の210万円、全額一般財源でございます。節区分、負担金、補助及び交付金の負担金、減額の210万円。出産一時金の件数見込みの減によるものでございます。対象見込みとしましては、10人でございます。

その下の表、款、国民健康保険事業費納付金、項、医療給付費分、目、一般被保険者医療給付費分、こちらは財源区分を変更するもので、補正額はございません。県支出金の県補助金、財政健全化特別対策費補助金65万2,000円の増額が確定したものであるものでございます。

1枚はねていただきまして、84ページ、款、保健事業費、項、目とも特定健康診査等事業費、補正額、減額の550万円。財源内訳として、県支出金、県補助金の保険給付費等交付金、特別交付金31万円、残りが一般財源でございます。節区分、委託料の業務委託、減額の550万円は、特定健康診査等事業の確定見込みによる減額でございます。

最後に、款、諸支出金、項、償還金及び還付加算金、目、償還金、補正額43万2,000円。財源内訳は、全額一般財源でございます。節区分、償還金、利子及び割引料43万2,000円は、平成27年度分の療養給付費等の負担金の返還金の確定によるものでございます。こちらは、国、県のほうへ償還するものでございます。

以上、御審議のほどよろしく申し上げます。

議長 ただいま議題となっております議第12号は、会期内の民生文教常任委員会で審査していただくということで、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第12号は会期内の民生文教常任委員会で審査していただくことに決定をいたしました。

議長 日程第15、議第13号 令和元年度安八郡安八町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案説明を求めます。

建設課長 河合一君。

建設課長 議案書の85ページをお願いいたします。

議第13号につきまして、議案の朗読並びに御説明申し上げます。

議第13号 令和元年度安八郡安八町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）。

令和元年度安八郡安八町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）第1条、地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表 繰越明許費」による。

令和2年3月9日提出、安八郡安八町長。

87ページをお願いいたします。

第1表 繰越明許費。単位は1,000円でございます。

款、項とも公共下水道費、事業名、処理場整備費、金額2,220万円。平成9年に供用開始した安八浄化センターも20年以上が経過し、老朽化が著しく、日本下水道事業団へ委託し、現在、計画的に長寿命化を図るための工事を進めております。今年度は、下水処理に伴うポンプ室や汚泥棟の土木工事、機械電気設備の一部更新を予定しておりましたが、日本下水道事業団発注の工事が入札不調となり、設計の見直し等により発注が遅れ、年度内の完成が困難となったことから、翌年度への繰越しをお願いするものでございます。

以上、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

議長 ただいま議題となっております議第13号は、会期内の総務産建常任委員会で審査していただくということで、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第13号は会期内の総務産建常任委員会で審査していただくということに決定をいたしました。

議長 日程第16、議第14号 令和2年度安八郡安八町一般会計予算、日程第17、議第15号 令和2年度安八郡安八町国民健康保険特別会計予算、日程第18、議第16号 令和2年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計予算、日程第19、議第17号 令和2年度安八郡安八町児童発達支援事業特別会計予算、日程第20、議第18号 令和2年度安八郡安八町水道事業会計予算、日程第21、議第

19号 令和2年度安八郡安八町公共下水道事業特別会計予算、日程第22、議第20号 安八町公共下水道事業特別会計への繰入れについてまでの7議案を一括議題といたします。

事務局より、令和2年度予算町長提案説明要旨を配付させます。

〔資料配付〕

議長 町長から発言の申出がありますので、これを許します。

町長 堀正君。

町長 それでは、令和2年度予算につきまして御説明申し上げます。

初めに、当町の情勢を踏まえ、概要について御説明申し上げます。

令和2年度は、3村合併65周年、町制施行60周年という節目の年に当たります。これまで築かれた安八町のさらなる発展に向け、決意も新たにすところではありますが、依然として厳しい行財政運営が続いております。

財政の好転・健全化を目指し、まちの発展、活性化につなげるための行財政構造の改革や企業誘致関連事業を最重点施策に掲げ、できる限り早期に効果が得られるよう鋭意努力しているところでもあります。

しかしながら、社会情勢への対応、施設の長寿命化対策等に加え、義務的経費の高止まりもあり、需要費は増大傾向にあります。財源の確保が難しく、緊縮型の予算編成が必至の思いではありますが、義務的経費の増大、法改正への対応など、盛り込まなければならない事業もございます。

これらを踏まえ、今後の安八町の継続的な発展に向けた整備・構想期間としての認識の下で、限られた財源の有効、効率的活用を図り、必要最小限的なものを計上いたしましたミニマム型の予算として編成に取り組みました。住民の皆様には御迷惑をおかけするところもございますが、精いっぱい有効的、効率的な活用に努めますので、御理解いただきますようよろしくお願いをいたします。

次に、本町における令和2年度予算について御説明申し上げます。

まず一般会計予算の総額は55億9,500万円、前年度の当初予算対比3億円の増、5.7%の増となっております。財政的には、公債費、医療費の助成等の扶助費や公共下水道事業特別会計への繰り出しが増額し、経常収支比率も高く、財政の硬直化が顕著となっております。諸事業の実施とともに、施設の在り方の検討など、さらなる行財政改革を進めてまいります。

まず歳入の主なものといたしまして、町税は20億3,000万円、前年度対比737万2,000円の増、率にいたしまして0.4%の増でございます。地方交付税につきましては13億600万円、前年度対比1億1,800万円の増、率にいたしまして9.9%の増、国庫支出金につきましては4億6,160万3,000円、前年度対比7,730万3,000円の増、率にいたしまして20.1%の増でございます。繰入金につきましては7,352万5,000円、前年度対比5,147万5,000円の減、率にいたしまして41.2%の減であります。町債につきましては4億4,610万円、前年度対比1億4,820万円の増、率にいたしまして49.7%の増でございます。

次に、歳出の主なものにつきましては、まず民生費につきましては19億2,688万4,000円、前年度対比4,937万5,000円の増でございます。率にいたしまして2.6%の増であります。総務費につきましては6億6,743万3,000円、前年度対比1,964万8,000円の減、率にいたしまして2.9%の減でございます。土木費につきましては7億3,835万6,000円、前年度対比7,845万8,000円の増でございます。率にいたしまして11.9%の増となっております。

各事業につきましては、第五次総合計画施策大綱別に概略を御説明申し上げます。

まず、「明日を担うひとを育むまちづくり」におきましては、学校の空き教室を有効に活用することと、通室時の安全を確保するため、現在ハートピア安八に設置しております放課後児童クラブ名森教室を名森小学校内へ移転改築いたします。また、こども園において、保護者の負担軽減と衛生的な環境づくりのため、こども園で使用した紙おむつの処分のボックスを設置いたしまして、こども園内で処分する方向で調整をいたします。また、通学路・交通安全プログラムとして、通学路の安全対策や小・中学生への医療費助成、放課後児童クラブ開設事業、幼児教育無償化事業などを継続して実施いたします。

次に、「健康でいきいきと暮らせるまちづくり」におきましては、新たに病気療養中の方へのウィッグ助成を実施いたします。そのほか、各種予防接種事業につきましては、ロタウイルスワクチン接種にも拡大するほか、妊婦健康診査助成や不妊治療助成などを継続して実施していきます。

次に、「便利で快適に暮らせるまちづくり」におきましては、移住・定住施策として定住促進住宅取得助成事業の対象を中古住宅取得へも拡大してい

きます。そのほか、地域間幹線バスやコミュニティバス運行事業などを継続して実施するほか、スマートインターチェンジアクセス道路の延伸工事を継続していきます。

次に、「自然と共生した潤いのあるまちづくり」におきましては、布団回収処理事業、低炭素推進事業などを継続して実施していきます。

次に、「みんなで守る安全・安心なまちづくり」におきましては、防災行政無線デジタル化事業を実施いたします。この事業につきましては、これまでの機能に加え、防災アプリと連携させるなどの充実を図り、令和2年度より3年間の継続事業とする予定であります。そのほか、ブロック塀などの除去に対する補助事業、地区防災設備整備補助事業などを継続して実施してまいります。

次に、「活力と賑わいのあふれるまちづくり」においては、新たに県営事業といたしまして牧地区の圃場整備事業に取り組んでまいります。そのほか、企業立地促進事業、農業振興としての多面的機能支払交付金事業などを継続して実施していきます。

次に、「みんなで協働する参画・交流のまちづくり」におきましては、我が安八町出身のオリンピック代表候補選手に対しまして、東京オリンピックでの活躍を期待いたしまして、町全体で盛り上げる東京オリンピック応援事業のほか、地区活動に対する助成やクリーンパトロール事業などを継続して実施していきます。

最後に、「明日を開く自立したまちづくり」におきましては、合併65周年記念事業や、ふるさと寄附金特典事業に町内企業の製品を返礼品に加え、拡充し、実施していきます。そのほか、町史の編さん事業、郵便局での住民票等発行業務を継続して実施し、引き続き行財政改革にも取り組んでいきます。

一般会計に続きまして、特別会計の予算につきまして御説明を申し上げます。

まず国民健康保険特別会計におきましては、15億4,800万円、前年度対比4,800万円の減、率にいたしまして3.0%の減となっております。

次に、後期高齢者医療特別会計におきましては、1億9,000万円、前年度対比2,100万円の増、率にいたしまして12.4%の増となっております。

次に、児童発達支援事業特別会計におきましては、2,400万円、前年度対

比300万円の増、率にいたしまして14.3%の増となっております。

次に、水道事業会計におきましては、配水場更新事業完了によりまして、2億6,700万円、前年度対比6億2,000万円の減、率にいたしまして69.9%の減となっております。

最後に、公共下水道事業特別会計におきましては、9億3,000万円、前年度対比1,300万円の増、率にいたしまして1.4%の増となっております。

以上が新年度の予算概要と主な施策でございます。

詳細につきましては、これから副町長より御説明を申し上げます。慎重審議を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長 ここでお昼の休憩に入りたいと思います。再開は1時15分から。よろしくお願いいたします。

(午前11時57分 休憩)

(午後1時15分 再開)

議長 再開をいたします。

それでは、一般会計予算から順次説明を求めます。

副町長 岡田武史君。

副町長 それでは、予算書のほうを御覧願います。

表紙をはねていただきまして、まず一般会計予算でございます。

見出しをはねていただきまして、議第14号 令和2年度安八郡安八町一般会計予算。

令和2年度安八郡安八町一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ55億9,500万円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時

借入金の借入れの最高額は、6億円と定める。

はねていただきまして、（歳出予算の流用）第5条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和2年3月9日提出、安八郡安八町長。

1 ページ以降が、第1表 歳入歳出予算でございます。

1 ページから4 ページまでが歳入、5 ページ、6 ページが歳出となっております。

7 ページをお願いいたします。

第2表 債務負担行為でございます。

1 としまして、農業近代化資金利子補給。期間は借入年度より返済の年度まで、限度額は借入金額の1%以内でございます。

2 としまして、安八町土地開発公社が借入れする事業資金に対する債務。令和2年4月1日から令和3年3月31日までの期間で、12億円に対する元金、利子及び遅延利息の損失補償が限度額となっております。

3 としまして、防災無線デジタル化事業。令和3年度から令和4年度まで。限度額は2億9,630万円でございます。

8 ページをお願いいたします。

第3表 地方債でございます。

起債の目的です。臨時財政対策債としまして限度額2億1,500万円、そのほか事業充当分を合わせまして、限度額としましては4億4,610万円でございます。

起債の方法、利率、償還の方法につきましては、御覧のとおりでございます。

9 ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書でございます。

9 ページ、10 ページが歳入、11 ページが歳出でございます。前年度との比較、また財源内訳のほうもまとめたものでございます。

12 ページをお願いいたします。

12ページ以降が明細となっております。

主なものを中心に御説明をさせていただきます。

まず歳入でございます。

町税でございます。各税目間での増減はございますが、町税全体では20億3,000万、ほぼ前年度並みの計上となっております。

13ページをお願いいたします。

譲与金、交付金と続きます。いずれも実績、また地方財政計画を踏まえ計上いたしております。

13ページの最下段でございます。

森林環境譲与税、これにつきましては新設がされるものでございます。令和2年度につきましては、全額、新設します基金のほうに積立てを行います。

14ページをお願いいたします。

14ページの最下段でございます。法人事業税交付金でございます。1,300万円の計上でございます。消費税率の引上げの関係で新たに設けられるものでございます。

16ページをお願いいたします。

最上段でございます。地方交付税でございます。普通交付税、特別交付税、合わせまして13億600万円を見込んでおります。対前年1億1,800万円の増となっております。

続きまして、16ページ最下段から始まります分担金及び負担金でございます。目の1民生費負担金につきましては1,974万円、対前年4,984万2,000円の減額となっております。保育料の無償化によりまして、保育料が減額となっております。

17ページ以降が、使用料及び手数料となっております。いずれもほぼ前年度並みの計上となっております。

19ページをお願いいたします。

19ページ最下段になります款の15国庫支出金、項の2国庫補助金、目の1総務費国庫補助金でございます。1,877万8,000円の計上でございます。対前年1,525万5,000円の増となっております。説明欄にもございます個人番号カードの交付に係る補助金等が増額となっております。

20ページをお願いいたします。

目の4になります土木費国庫補助金でございます。7,223万7,000円、対前年3,502万1,000円の増となっております。説明欄では上から3番目になります社会資本整備総合交付金7,155万円ということで、アクセス道路をはじめまして、道路整備に対します交付金を計上しております。

続きまして、目の教育費国庫補助金でございます。2,180万5,000円、対前年1,754万9,000円の増となっております。説明欄では2段目、また3段目になります、幼児教育の無償化の関係の交付金が増えております。

21ページをお願いいたします。

款の16県支出金、項の2県補助金、目の1総務費県補助金でございます。本年度は334万円の計上でございます。説明欄、最上段になります岐阜県空家除却費の支援事業補助金ということで、令和2年度より新たに創設します補助制度に対する補助金を計上しております。

22ページをお願いいたします。

目の4農林水産業費県補助金でございます。本年度4,806万2,000円の計上でございます。この中では節の2になります農地費県補助金ということで、土地改良事業調査設計事業補助金でございます。新規の土地改良事業への着手の関係で、調査設計に対する補助金を計上いたしております。

23ページをお願いいたします。

最上段、目の6教育費県補助金でございます。1,314万6,000円。こちらも先ほどの国庫と同じくでございます。子育てのための施設等利用給付交付金、幼児教育の無償化に関する補助金をこちらで計上いたしております。

24ページをお願いいたします。

最下段になります繰入金でございます。財政調整基金をはじめ、各種基金より合わせまして7,352万5,000円の繰入れを予定いたしております。

27ページをお願いいたします。

諸収入の雑入でございます。

27ページ説明欄、上から2段目になります副食費でございます。保育料の無償化に伴いまして、給食費をこちらのほうで受入れをするものでございます。

28ページをお願いいたします。

町債でございます。臨時財政対策債、そのほか合わせまして4億4,610万

円の発行を予定いたしております。

また、最下段、自動車取得税交付金につきましては、環境性能割交付金へ移行することになりますので、廃目となります。

次のページ以降が歳出となります。

まず議会費でございます。本年度7,476万3,000円の計上となっております。ほぼ前年度並みとなっております。

30ページをお願いいたします。

款の2総務費、項の1総務管理費、目の1の一般管理費でございます。本年度3億4,297万3,000円の計上でございます。こちらの中で、合併の65周年の記念事業、また説明欄で最下段にございます空き家対策としまして、空き家の除去に関する補償制度をこちらのほうに盛り込んでおります。

33ページをお願いいたします。

目の7の企画費でございます。642万7,000円の計上です。対前年151万8,000円の増となっております。説明欄の企画振興経費としまして、新たにふるさと寄附金の返礼品の拡充を図っております。また、地方創生事業ということで、移住・定住施策としまして中古住宅の取得に対しましても補助制度を拡充いたしております。

以降、基金への積立てが続きます。

34ページをお願いいたします。

目の12ですが、森林環境基金費ということで118万円の計上でございます。譲与される分を全額、基金のほうに積立てをするものでございます。

続きまして、項の2の徴税費でございます。目の2賦課徴収費でございます。

ページは35ページになりますが、説明欄、上から2段目になります固定資産地番図等更新業務でございます。3年サイクルでの評価の見直しを行っております。令和2年度につきましては、事業費が減少となっております。

続きまして、その下でございます項の3戸籍住民基本台帳費でございます。目としまして戸籍住民基本台帳費、本年度3,708万1,000円、対前年1,352万9,000円の増となっております。こちらのほうでは、個人番号のカード交付の関係が増額となっております。

37ページをお願いいたします。

選挙費になります。目の2 県知事選挙費ということで708万1,000円の計上です。令和3年2月の任期満了に伴います県知事選挙費の計上でございます。38ページをお願いいたします。

目の2の統計調査費でございます。451万5,000円でございます。説明欄は最下段になります国勢調査経費ということで、令和2年度が本調査の実施の年度となっております。

39ページをお願いいたします。

民生費になります。目の1 社会福祉総務費、本年度2億167万9,000円、対前年1,081万の減となっております。国民健康保険の特別会計の繰出金が減額となっております。

40ページをお願いいたします。

目の3 老人福祉費でございます。4,987万6,000円の計上でございます。1,895万3,000円の増となっております。

ページは41ページになりますが、負担金ということで、あすわ苑の負担金が増額となっております。

42ページをお願いいたします。

目は最下段になります6の身体障がい者福祉費でございます。3億2,550万1,000円、対前年4,827万3,000円の増となっております。

ページは43ページになります。委託料としてひかりの里への委託料、また19扶助費でございます共同生活援助給付費、こちらのほうが増額となっております。

46ページをお願いいたします。

児童福祉費でございます。目の3 保育所費でございます。3億6,256万9,000円の計上でございます。こども園の運営に係る経費でございます。紙おむつの園内での処分、また統合につきましては引き続き検討を進めてまいります。

続きまして、48ページをお願いいたします。

衛生費の目の2 予防費でございます。4,707万2,000円。この中で、新規でございますが、ロタウイルスの予防接種に対する助成を入れております。

また、49ページの目の4になります成人保健費2,714万2,000円。こちらの中でも、新規でございます、病気療養されます方のウィッグの購入に対する

助成制度を盛り込んでおります。

53ページをお願いいたします。

農林水産業費になります。目の3農業振興費ということで、8,080万5,000円の計上でございます。説明欄の最下段であります営農組織支援推進事業ということで、多面的事業、また農業機械等の導入支援を引き続き実施してまいります。

54ページをお願いいたします。

目の5農地費です。4,674万2,000円、3,695万6,000円が増となっております。説明欄では、3段目、4段目になります、県営かんがい排水事業、揖斐川以東用水の関係でございます。また、その下でございます県営土地改良事業ということで、新しく土地改良事業を計上いたしております。

56ページをお願いいたします。

商工費になります。目の2商工業振興費ということで、本年度4,303万4,000円の計上です。対前年1,611万4,000円の減額となっております。説明欄、下から2段目になります企業立地促進事業ということで、令和2年度につきましては奨励対象となる全額が減少となっております。

58ページをお願いいたします。

土木費になります。項の2道路橋りょう費、目の1道路維持費でございます。本年度8,944万5,000円、対前年2,780万円の増となっております。道路の舗装補修に係ります事業費を増額で計上いたしております。

60ページをお願いいたします。

目の2都市計画整備事業費、本年度8,330万2,000円の計上です。対前年5,089万7,000円が増となっております。こちらにつきましては、アクセス道路に係る整備費のほうを盛り込んでおります。

目は、その下になります下水道整備費ということで、下水道会計の繰出金でございます。4億5,800万円の繰り出しを予定いたしております。

61ページをお願いいたします。

款の8消防費でございます。目の1非常備消防費、本年度3,928万円の計上です。対前年1,807万9,000円が増となっております。県の操法大会が安八郡で開催されます。その関係で負担金が増えております。

62ページをお願いいたします。

目は最下段になります4の災害対策費1億2,029万5,000円の計上です。
9,610万7,000円が増となっております。

ページは63ページを御覧いただきたいと思います。節区分、工事請負費が
ございます。防災行政無線のデジタル化に向けました事業費をこちらのほう
で計上いたしております。

65ページをお願いいたします。

教育費になります。目の4国際交流費です。1,480万1,000円、対前年408
万3,000円の減となっております。中国交流につきまして、新型コロナウイルス
の関係で事業の実施を見送りとさせていただいております。

その下の目になります目の5放課後児童クラブ費3,209万8,000円、283万
円の増となっております。名森教室につきまして、名森小学校での実施に向
けて教室の改修費を計上いたしております。

67ページをお願いいたします。

教育費の小学校費になります。目の1学校管理費、本年度8,989万6,000円、
対前年737万円の増となっております。教科書の改訂の年度に当たります。
指導用教材の整備などを計上させていただいております。

69ページをお願いいたします。

項の4社会教育費、目の1社会教育総務費でございます。本年度3,303万
6,000円、対前年834万2,000円の増となっております。説明欄では最下段に
なります町史編さん事業ということで、町史の印刷経費をこちらのほうで盛
り込んでおります。

71ページをお願いいたします。

目の3ハートピア安八費でございます。今年度9,093万6,000円、対前年
694万9,000円の減での計上となっております。

76ページをお願いいたします。

款の10公債費でございます。元金、利子、合わせまして5億9,662万5,000
円を計上いたしております。

その下、最下段、予備費につきましては、前年同額の900万円での計上と
なっております。

78ページをお願いいたします。

79ページにわたりますが、地方債の状況でございます。79ページの一番右、

最下段を御覧いただきたいと思います。令和2年度末の残高としまして62億2,723万円と見込んでおります。

80ページをお願いいたします。

給与費の明細でございます。職員数、給与費等につきまして、前年度との比較もまとめております。

ページは、81ページのほうを御覧いただきたいと思います。会計年度任用職員制度の移行によりまして、区分のところですが、職員数に新たに会計年度任用職員という欄を設けております。222人を上げております。また、給与費につきましても人件費が賃金から報酬に変わるということもございまして、新しく報酬の欄を設けております。

以上で一般会計の予算の御説明とさせていただきます。

続きまして、用紙の黄色のところを御覧いただきたいと思います。

国民健康保険特別会計予算でございます。

見出しをはねていただきまして、議第15号 令和2年度安八郡安八町国民健康保険特別会計予算。

令和2年度安八郡安八町国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算) 第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ15億4,800万円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金) 第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5,000万円と定める。

(歳出予算の流用) 第3条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和2年3月9日提出、安八郡安八町長。

はねていただきまして、第1表 歳入歳出予算でございます。

1ページ、2ページが歳入、3ページ、4ページが歳出となっております。

5ページにつきましては、歳入歳出予算の事項別明細書でございます。

5ページが歳入、6ページが歳出となっております。

7ページ以降が明細となっております。

令和2年度につきましては、被保険者数を2,981人、対前年221人の減で見込んでおります。

まず7ページの国民健康保険料でございます。合わせまして2億9,246万円を計上いたしております。

8ページをお願いいたします。

款の3国庫支出金、項の1国庫補助金、目の1社会保障・税番号制度システム整備費補助金ということで、新しく148万5,000円を計上いたしております。

9ページをお願いいたします。

繰入金の関係でございます。一般会計からは8,817万円、また基金のほうからは2,012万5,000円の繰入れを予定いたしております。

12ページをお願いいたします。

歳出になります。

保険給付費でございます。まず療養諸費でございますが、合わせまして、12ページの最下段になります9億7,853万2,000円と見込んでおります。

高額療養費につきましては、13ページになりますが、1億4,032万円と見込んでおります。

14ページをお願いいたします。

最下段になります款の3国民健康保険事業費納付金、項の1医療給付費分としましては2億4,355万7,000円。

15ページになりますが、後期高齢者支援分としましては9,023万6,000円を計上いたしております。

以上で国民健康保険特別会計の御説明とさせていただきます。

続きまして、紫色の用紙のところを御覧願います。

後期高齢者医療特別会計予算でございます。

見出しをはねていただきまして、議第16号 令和2年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計予算。

令和2年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めると

ころによる。

(歳入歳出予算) 第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億9,000万円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和2年3月9日提出、安八郡安八町長。

はねていただきまして、第1表 歳入歳出予算でございます。

1ページが歳入、2ページが歳出となっております。

3ページにつきましては、歳入歳出予算事項別明細書でございます。

3ページが歳入、4ページが歳出でございます。

5ページ以降が明細となっております。

こちら令和2年度の被保険者数は2,045人、対前年67人の増で見込んでおります。

5ページの最上段でございます後期高齢者医療保険料としまして、合わせまして1億3,169万6,000円と見込んでおります。

ページを進めていただきまして、9ページをお願いいたします。

歳出になります。

最上段になります後期高齢者医療広域連合納付金としまして、本年度1億7,357万4,000円を計上いたしております。

以上で後期高齢者医療の特別会計の御説明とさせていただきます。

続きまして、オレンジ色の用紙のところをお願いいたします。

児童発達支援事業特別会計予算でございます。

見出しをはねていただきまして、議第17号 令和2年度安八郡安八町児童発達支援事業特別会計予算。

令和2年度安八郡安八町児童発達支援事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算) 第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,400万円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和2年3月9日提出、安八郡安八町長。

はねていただきまして、第1表 歳入歳出予算となります。

1 ページが歳入、2 ページが歳出となっております。

3 ページにつきましては、歳入歳出予算事項別明細書の歳入でございます。

4 ページが歳出となっております。

5 ページ以降が明細となっております。

まず歳入の最上段でございます。款の1の障害児給付費、項の1の障害児給付費、目の1 児童発達支援費でございます。本年度は936万円の計上となっております。

1つ飛んでいただきまして、繰入金でございます。一般会計のほうからは1,451万7,000円の繰入れを予定いたしております。

7 ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款の1 総務費、項の1 総務管理費、目の一般管理費でございます。本年度2,312万7,000円の計上でございます。主に職員の人件費の関係が中心となっております。

9 ページ以降に給与費の明細もつけさせていただいております。

以上で児童発達支援事業の特別会計の御説明とさせていただきます。

続きまして、用紙の水色のところを御覧いただきたいと思っております。

水道事業会計予算でございます。

見出しをはねていただきまして、議第18号 令和2年度安八郡安八町水道事業会計予算。

(総則) 第1条、令和2年度安八郡安八町水道事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量) 第2条、業務の予定量は、次のとおりとする。

(1)給水戸数、5,009戸。(2)1日平均給水量、4,383立方メートル。(3)として年間総給水量、159万9,695立方メートル。(4)として主要な建設改良事業、イとして場内整備工事一式。ロとしまして配水管布設工事一式でございます。

(収益的収入及び支出) 第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

はねていただきまして、まず収入でございます。第1款、水道事業収益で

ございます。営業収益、営業外収益、合わせまして1億8,725万9,000円でございます。

続きまして、支出でございます。水道事業費用でございます。営業費用、営業外費用、予備費がございます。合わせまして2億125万8,000円となっております。

(資本的収入及び支出) 第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

資本的収入額が資本的支出額に対し、不足する額4,074万2,000円は、過年度及び当年度分損益勘定留保資金4,074万2,000円で補填する。

3ページをお願いいたします。

まず収入でございます。資本的収入。企業債でございます。2,500万円でございます。

支出につきましては、資本的支出、建設改良費、企業債償還金でございます。合わせまして6,574万2,000円でございます。

続きまして、(企業債)でございます。第5条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

目的としましては場内整備工事、限度額は2,500万円でございます。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、御覧のとおりでございます。

4ページをお願いいたします。

(一時借入金) 第6条、一時借入金の限度額は250万円と定める。

続いて、(議会の議決を経なければ流用することができない経費) 第7条、次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は議会の議決を経なければならない。

(1)としまして職員給与費2,324万1,000円でございます。

続きましては、(棚卸資産購入限度額) 第8条、棚卸資産の購入限度額は457万5,000円と定める。

令和2年3月9日提出、安八郡安八町長。

令和2年度につきましては、これまで進めてきました配水場の更新事業、こちらのほうも一段落となります。残されますのは場内の整備工事でございます。この関係で、施設の工事関係が大きく減額となっております。

5ページが、令和2年度安八町水道事業会計予算の実施計画書になります。説明のほうは、ページを進めていただきまして、28ページのところで御説明させていただきます。

28ページをお願いいたします。

令和2年度安八町水道事業会計予算実施計画の明細書でございます。

収益的収入及び支出のまず収入でございます。

水道事業収益としましては、営業収益、また営業外収益がございます。合わせまして1億8,725万9,000円、対前年4,040万1,000円の減となっております。

29ページの最下段を御覧いただきたいと思っております。

目の6になります。令和2年度につきましては、消費税還付金がゼロでの計上となっております。この関係で、対前年を下回るようになっております。

30ページをお願いいたします。

支出でございます。

水道事業費用としまして、営業費用、また営業外費用等がございます。合わせまして2億125万8,000円となっております。こちらは対前年9,298万3,000円の減となっております。

ページのほうを進めていただきまして、34ページを御覧願います。

目の5減価償却費でございます。1億3,000円の計上です。対前年1,497万4,000円が増加しております。こちらにつきましては、配水池の新設によりまして増額となっております。

35ページのほうを御覧いただきまして、項の3になります特別損失ということで、本年度につきましては、減損損失はございません。こちらでもゼロとなりますので、対前年度を大きく減額することとなっております。

36ページをお願いいたします。

収入でございます。

資本的収入として、企業債でございます。2,500万円でございます。配水場の場内整備工事に充当するものでございます。

37ページをお願いいたします。

資本的支出でございます。建設改良費2,750万円、また企業債償還金3,824万2,000円、合わせまして6,574万2,000円での計上となっております。

ページのほうは戻っていただきまして、11ページをお願いいたします。

11ページ、12ページが、キャッシュ・フローの計算書になります。お金の流れなどをまとめたものでございます。

13ページ以降が給与費の明細書となっております。

ページのほうは進めていただきまして、17ページを御覧願います。

予定の損益計算書でございます。

17ページが令和元年度末の状況でございます。

ページのほう、18ページをお願いいたします。こちらが令和2年度末での予定の損益計算書でございます。

19ページを御覧願います。

予定貸借対照表でございます。

19ページから21ページにわたりますが、こちらが令和元年度末の状況予定でございます。

22ページから24ページが令和2年度末の予定の貸借対照表でございます。

22ページのところを御覧いただきたいと思っております。

22ページ、2の流動資産でございます。(1)として現金預金がございます。令和2年度末の現金預金の残高として8億6,385万4,053円と見込んでおるところでございます。

以上でございます。

続きまして、用紙の色は緑色のところを御覧願います。

公共下水道事業特別会計予算でございます。

見出しをはねていただきまして、議第19号 令和2年度安八郡安八町公共下水道事業特別会計予算。

令和2年度安八郡安八町公共下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算) 第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9億3,000万円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債) 第2条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、

「第2表 地方債」による。

(一時借入金) 第3条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は1億円と定める。

(歳出予算の流用) 第4条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

公共下水道費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内での、はねていただきまして、これらの経費の各項の間の流用。

令和2年3月9日提出、安八郡安八町長。

1ページが、第1表 歳入歳出予算でございます。

1ページが歳入、2ページが歳出となっております。

3ページを御覧願います。

第2表 地方債でございます。起債の目的、公共下水道整備事業としまして、限度額は1億7,370万円でございます。起債の方法、利率、償還の方法につきましては御覧のとおりでございます。

はねていただきまして、4ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書でございます。

4ページが歳入、5ページが歳出となっております。

6ページを御覧願います。

以降が明細となります。

まず歳入でございます。

分担金及び負担金ということで、合わせまして796万7,000円を計上しております。

続きまして、款の2でございます。使用料、下水道使用料としまして2億5,969万1,000円を計上しております。

最下段になります国庫補助金でございます。公共下水道費国庫補助金としまして、処理場の長寿命化に係る補助としまして2,750万円を計上いたしております。

7ページを御覧願います。

上から2つ目のところでございます款の5繰入金でございます。本年度、一般会計からは4億5,800万円の繰入れを予定いたしております。

また、続く基金のほうからでございますが、下水道事業整備基金からは200万円の繰入れを予定しているところでございます。

8ページをお願いいたします。

最下段でございます。町債として、公共下水道債1億7,370万円の発行を予定いたしております。

続きまして、9ページを御覧願います。

歳出でございます。

目の1公共下水道建設費としまして1億2,167万9,000円を計上しております。説明欄の最下段でございます。処理場整備費として5,500万円の計上でございます。処理場の長寿命化ということで、水処理施設の機械、電気設備の更新を予定いたしております。

10ページをお願いいたします。

目の2浄化センター管理費としましては1億4,531万6,000円の計上でございます。

続きまして、公債費でございますが、元金、利子、合わせまして6億6,150万1,000円の計上でございます。

11ページにつきましては、予備費でございます。150万4,000円を計上しております。

12ページをお願いいたします。

地方債の状況でございます。表の一番右、一番下のところを御覧いただきたいと思っております。令和2年度末の地方債の残高としましては53億8,549万5,000円と見込んでおります。

13ページ以降が給与費の明細書となっております。

以上で令和2年度の予算説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

続きまして、議案書のほうを御覧いただきたいと思っております。

議案書のほうは89ページをお開き願います。

議第20号 安八町公共下水道事業特別会計への繰入れについて。

地方財政法（昭和23年法律第109号）第6条の規定により、安八町公共下水道事業特別会計は、次のとおり令和2年度安八町一般会計から繰り入れるものとする。

令和2年3月9日提出、安八郡安八町長。

記でございます。1. 繰入額4億5,800万円。2. 繰入れ理由、下水道事業においては、事業収入のみでの事業実施は、健全財政を維持することが困難なため、一般会計から繰入れするものでございます。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

議長 ただいま議題となっております議第14号から議第20号までは、会期内の各常任委員会で審査していただくことで、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第14号から議第20号までは、会期内の各常任委員会で審査していただくことに決定をいたしました。

議長 日程第23、報第1号 令和元年度安八郡安八町水道事業会計予算繰越計算書の報告についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

建設課長 河合一君。

建設課長 議案書の91ページをお願いいたします。

報第1号につきまして、議案の朗読並びに御説明申し上げます。

報第1号 令和元年度安八郡安八町水道事業会計予算繰越計算書の報告について。

令和元年度安八郡安八町水道事業会計予算について、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、別紙のとおり報告するものとする。

令和2年3月9日提出、安八郡安八町長。

93ページをお願いいたします。

令和元年度安八郡安八町水道事業会計予算繰越計算書。単位は1,000円でございます。

地方公営企業法第26条第1項の規定による繰越額として、表内1行目、款、水道事業費用、項、営業費用、事業名、配水場更新工事監理委託。2列飛びまして、翌年度繰越額924万円、財源内訳は全て損益勘定留保資金でございます。

次の行、款、資本的支出、項、建設改良費、事業名、配水場更新工事。1

列飛びまして、支払義務発生額 1 億9,440万円。翌年度繰越額 3 億2,425万円、財源は企業債 3 億2,420万円と損益勘定留保資金 5 万円でございます。

水道事務所、水道排水機場の耐震化事業につきまして、平成28年度以来、計画的に工事を進めているところでございます。今年度は、旧水道管理棟の撤去及び配水池築造工事を進めてまいりましたが、旧水道管理棟の解体撤去について、近隣の家屋調査の実施や水道の安全供給並びに近隣住民に迷惑とならないよう慎重に取壊しを進めた結果、年度内の完了が難しい状況となりました。つきましては、工事監理期間並びに工期末を 2 か月延長して 5 月末とし、翌年度へ繰り越すものでございます。

以上、報第 1 号 令和元年度安八郡安八町水道事業会計予算繰越計算書の報告とさせていただきます。

議長 本件について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長 質疑を打ち切り、報第 1 号 令和元年度安八郡安八町水道事業会計予算繰越計算書の報告についてを終わります。

お諮りします。

各常任委員会での審査のため、3月10日から3月18日までの9日間を休会としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。よって、3月10日から3月18日までの9日間を休会とすることに決定をいたしました。

以上で、本日の日程を全て終了いたしました。

本日はこれをもって散会をいたします。

なお、3月19日は午前10時から本会議を開きますので、議場にお集まりくださいませ。また、最初に一般質問を行い、続いて議案の審議を行いますので、御了承をお願いいたします。ありがとうございました。

議会改革を2時20分から行いますので、よろしく願いいたします。御苦労さんでございました。ありがとうございます。

(散会時間 午後 2 時11分)

上記のとおり会議の次第をここに記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和2年3月9日

議 長 山 中 美 恵 子

議 員 碓 井 昭 夫

議 員 岩 田 讓 治

